

高槻市公告第 2 3 9 号

「将棋のまち高槻」バス停標識柱整備業務委託に係る
制限付一般競争入札募集要項（郵便入札）

上記の制限付一般競争入札の執行について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び高槻市財務規則（平成 7 年高槻市規則第 1 3 号。以下「財務規則」という。）第 9 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

高槻市長 濱田 剛史

1 業務内容

- (1) 契約名称 「将棋のまち高槻」バス停標識柱整備業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- (3) 仕 様 「仕様書」のとおり

2 入札保証金 要（見積る契約金額の 3 %相当額以上）

※財務規則第 9 9 条の定めるところにより納付が免除となる場合がある。
ただし、納付が免除となった落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額の 1 0 0 分の 3 に相当する額以上を徴収する。

3 契約保証金 要（契約金額の 5 %相当額以上）

※財務規則第 1 1 7 条の定めるところにより納付が免除となる場合がある。

4 前払金 無

5 部分払 無

6 予定価格 非公開

7 最低制限価格 なし

8 応募（入札参加申請）の資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日現在において、バス停標識柱の製作業務もしくは同等の構造物（金

属製支柱、標識板、案内サイン、支柱付きサイン等)の製作業務実績があり、現在も事業を継続していること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 国税・地方税を完納していること。
- (5) 高槻市からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

9 関係資料の提供

- (1) 本業務の履行に必要な地下埋設物に関する資料については、安全管理上の理由により一般公開しない。
- (2) 参加表明を行った者に対し、秘密保持誓約書の提出を条件として提供する。
- (3) 当該資料は第三者への提供や漏えいを禁止する。提供を受けた者は、入札参加資格審査後または契約不成立の場合、速やかに資料を返却または破棄すること。

10 質問及び回答

- (1) 受付日時 令和8年8月7日(金)午前8時45分から午後5時15分まで
(将棋のまち推進課必着)
- (2) 提出方法 所定の質問書(様式3)に質問内容を記載し、高槻市ホームページ(「将棋のまち高槻」バス停標識柱整備業務委託に係る制限付一般競争入札(郵便入札)について:以下同じ)下部にある「お問い合わせフォーム(簡易電子申込サービス)」から提出(送信)すること。
※提出(送信)後、質問を送信した旨を、将棋のまち推進課担当者へ必ず電話にて連絡すること。
※なお、入札手続きに関する質問は電話にて随時受付を行う。
- (3) 回答の方法 令和8年8月17日(月)正午までに、高槻市ホームページにて質問及び回答を公開する。

11 応募(入札参加申請)

入札参加を希望する者は、応募(入札参加申請)の資格要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類を次に掲げる方法により提出すること。

※書類は、高槻市ホームページからダウンロードすること。

(1) 全業者提出書類

制限付一般競争入札参加申請書（様式 1）

(2) 「令和 8 年度 物品・業務委託（施設管理業務委託を除く）入札参加資格者名簿（以下「業者名簿」という。）に登載されていない者は下記に掲げる書類も提出すること。」（詳細は別紙 1 「別途必要書類一覧」参照）

※ 1 業者名簿に登載されている者は下記書類の提出不要

※ 2 当該書類の提出による資格取得は本案件についてのみ適用されるものであり、高槻市におけるその他の案件に適用されるものではない。

No.	書類名	法人	個人	複写
1	使用印鑑届（様式 4）	◎	◎	不可
2	営業実績等届出書（様式 5）	◎	◎	不可
3	委任状（様式 6）	△		不可
4	暴力団排除に関する誓約書（様式 7）	◎	◎	不可
5	印鑑証明書	◎		可
6	印鑑登録証明書		◎	可
7	商業登記簿謄本	◎		可
8	身分証明書		◎	可
9	登記されていないことの証明書		◎	可
10	住民票の写し		◎	可
11	財務諸表	◎	◎	可
12	法人税及び消費税の納税証明書（その 3 の 3）	◎		可
13	所得税及び消費税の納税証明書（その 3 の 2）		◎	可
14	高槻市税の完納証明書	△	△	可

(3) 提出期間

本公告の日から令和 8 年 8 月 2 0 日（木）【**将棋のまち推進課必着**】

※持参の場合、受付時間は午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで。

※市が認めた場合、上記期間内であれば提出書類の補正は可とする。

(4) 提出方法

・提出が必要な下記の書類を持参又は郵送（書留・簡易書留）にて提出すること。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（様式 1）**※全業者提出**

イ 別紙 1 記載の別途必要書類一式（高槻市業者名簿に登載のない業者のみ）

ウ 秘密保持誓約書（「9 関係資料」の提供を必要とする業者のみ）

- ・差し出す封筒の表面には、『「将棋のまち高槻」バス停標識柱整備業務委託に係る入札参加申請書類在中』と表記すること。

(5) 提出先

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2-1

高槻市役所総合センター8階 将棋のまち推進課

(6) その他

- ア 送付書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- イ 申請書に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。
- ウ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

12 入札参加資格の確認及び通知

- (1) 提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書（様式8）を令和8年8月24日(月)付けで申請者宛てに送付する。また、入札保証金の納付が必要な事業者については、参加資格確認通知書（様式8）とあわせて納付書を送付する。
- (2) 当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

13 資格不認定者に対する理由説明

- (1) 資格不認定者は、入札参加資格確認結果の通知日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 前項に基づく説明要求は、書面（説明要求書（様式9））により受け付けるものとし、その他の方法では受け付けないものとする。
- (3) 説明要求があった場合は、原則として、書面により回答する。

14 入札書の提出

(1) 提出期間

令和8年8月25日(火)から令和8年9月2日(水)まで【将棋のまち推進課必着】

※入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。

(2) 郵送方法

書留又は簡易書留にて郵送

※『普通郵便』『特定記録郵便』などで入札書等を郵送した場合、その入札は「無効」となる。

(3) 提出方法

別紙2「内封筒記入例」・別紙3「外封筒記入例」を確認のうえ、以下の2種類の封筒を

作成すること。

①内封筒：

必要事項を記入し、記名押印した入札書（様式2）を封入する。

※入札書（様式2）には、入札金額のほかに、入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の役職・氏名を記載し、使用印を押印すること。また、くじ番号として任意の3桁の数字を所定の箇所に記入すること。

②外封筒（郵送用封筒）：

①の内封筒と、入札保証金を納付したことがわかる領収書等の書類（入札保証金を免除された場合は不要。写しでも可）を同封して郵送する。

(4) 提出先

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2-1

高槻市役所総合センター8階 将棋のまち推進課

(5) その他

ア 送付書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

15 無効の入札

入札書については、財務規則第100条第5項各号に掲げるもののほか、次に該当する入札は無効とする。なお、落札者が無効の入札を行っていた場合には、落札決定を取り消す。

(1) 書留または簡易書留によらない方法で提出したもの

(2) 提出期間を過ぎて到着したもの

(3) 入札書が同封されていないもの

(4) 入札に参加する資格のない者のしたもの。なお、当初入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において資格を喪失している者の入札は無効とする。

(5) 入札書の記載内容もしくは押印が、業者名簿登載時提出書類または別途必要書類と同一性が確認できないもの

(6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確なもの

(7) 内封筒に、入札参加者の商号又は名称が確認できないもの

(8) 外封筒に、入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の役職・氏名が確認できないもの

(9) 郵便入札用封筒（内封筒・外封筒）に記載の内容と、同封された入札書の内容との同一性が確認できないもの

(10) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの

(11) 入札金額を訂正したもの

(12) 高槻市ホームページに掲載の様式2以外の入札書を使用したもの

(13)その他、入札に関する条件に違反したもの

16 入札に関する注意事項

- (1) 入札は、財務規則、高槻市競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行うこと。
- (2) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 入札書は、高槻市ホームページに掲載の様式2を使用すること。この様式以外での入札は、無効とする。
- (5) 入札保証金は、納付を免除された場合を除き、見積もる契約金額の3%相当額以上の金額を納入すること。
- (6) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。この場合において、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (7) 契約保証金は、納付を免除された場合を除き、契約金額の5%相当額以上の金額を納付すること。
- (8) 入札回数は1回とする。
- (9) 提出期限までに到着した入札参加申請の数が1に満たない場合又は提出期限までに到着した入札書提出封筒の数が1に満たない場合は、不成立とする。
- (10) 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、事前に入札辞退届を提出しなければならない。（任意様式）
- (11) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。傍聴を希望する場合は、担当課の入札担当職員に申し出ること。

17 開札の立会い

- (1) 開札にあたっては、本案件の入札者の中からあらかじめ2者を入札立会人として選定し、通知する。
- (2) 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することは出来ない。
- (3) 選任された立会人が開札に立ち会わない場合など立会人が2者に満たない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

18 開札の方法、日時

- (1) 開札日時及び会場は、次のとおりとする。
 - ア 開札日時 令和8年9月4日(金) 午前10時から
 - イ 開札会場 高槻市役所 本館4階 入札室

- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときには、当該入札をした者があらかじめ入札書に記載した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）等により、別紙4に定める方法により落札者を決定する。この場合において、入札書にくじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、くじ番号を「0」とする。

19 落札の通知

本郵便入札により落札者を決定したときは、落札者に連絡し、入札結果を市ホームページに掲載する。

20 契約書作成の要否 要

21 契約条項を示す場所及び期間

高槻市ホームページ（ページ ID:182202）に、本公告の日から令和8年9月4日まで掲載。当該契約条項を原則として、市・落札者協議の上決定するものとする。

22 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、財務規則、入札心得、仕様書、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

23 その他

上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

24 問い合わせ先

高槻市 歴史にぎわい部 将棋のまち推進課（担当 新名）

TEL：072-674-7399

FAX：072-674-7721